

平成20年度第1回諫早市健康福祉審議会会議録

- 1 . 期 日 平成20年4月18日（金）午後3時～
- 2 . 場 所 健康福祉センター 多目的ホール
- 3 . 出席者 委員16名（欠席者：荒木宣代委員 石井允文委員 内山憲介委員
廣川健一郎委員）

事務局16名

- 4 . 会議次第
 - 1 開会
 - 2 辞令交付
 - 3 諮問
 - （1）諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画
 - （2）諫早市障害者福祉計画（後期計画）
 - 4 市長挨拶
 - 5 議事
 - （1）諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画について
 - （2）諫早市障害者福祉計画（後期計画）について
 - （3）諫早市食育推進計画（素案）について（報告）
 - （4）その他
 - 6 閉会
- 5 . 議題に対する決定事項
市丸委員を議事録署名人とする。
- 6 . 議題に関する会議経過
次ページ以降

1 開会

福祉総務課補佐

定刻となりましたので、ただいまから、平成20年度第1回諫早市健康福祉審議会を開催いたします。

2 辞令交付

福祉総務課補佐

まず初めに、昨年度まで委員を務めていただきました土居委員、西村委員、村松委員の退任に伴いまして、新たに委員に就任していただく方々へ、辞令の交付を行います。

お名前をお呼びいたしますので、自席にて御起立の上、辞令をお受け取りください。

(市長が新任委員へ、辞令を手渡す。)

なお、委員の御紹介につきましては、お手元にお配りいたしております、次第の裏側に審議会委員の名簿を記載しておりますので、この名簿によりまして御紹介にかえさせていただきますと存じます。

3 諮問

福祉総務課補佐

続きまして、市長から会長へ、諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画及び諫早市障害者福祉計画について、諮問書をお渡しいたします。

(1) 諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画

(市長が諮問書を読上げ、会長へ手渡す。)

(2) 諫早市障害者福祉計画(後期計画)

(市長が諮問書を読上げ、会長へ手渡す。)

4 市長挨拶

市長

それでは、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

今日は大変お忙しい中に御出席をいただきまして、心から感謝し、お礼を申し上げます。

ただいま、諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画及び諫早市障害者福祉計画(後期計画)について、諮問をさせていただきました。

諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画につきましては、御承知のように、この介護保険が平成12年から始まりまして3年ごとでございますので、平成21年から第4期に入るわけでございます。

今現在、平成18年に3か年計画として、18、19、20、今年度まで、今この介護保険事業の計画を策定いたしまして、続けているわけございまして、この第4期につきましては、この3期の計画に続く平成21年度からの新

たな3か年計画として、高齢福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものでございます。

また、もう一つの諫早市障害者福祉計画（後期計画）は、障害のある人のライフサイクル全般を通じまして、総合的かつ適切な支援を受けて、自立した生活と社会参加を促進することを主な目的といたしまして、平成18年度に3か年計画として策定いたしました、諫早市障害者福祉計画の平成21年度以降における後期計画として位置づけられたものでございます。

これから委員の皆様方には、これら計画の重要事項につきまして、調査、審議をお願いすることになりますけれども、今現在の急速な少子高齢化や逼迫した財政状況などを顧みますと、健康福祉施策の企画立案や計画策定も、あらゆる面からの多角的な検討が必要でございます。

それゆえに、各分野におきまして大変御見識の高い委員の皆様方に、御指導をいただきたいと思っておりますのでございます。委員の皆様方の闊達かつ率直な御意見を御提供いただきまして、市民すべてが納得して安心できるような将来に向けた、本市の保健医療福祉の方向性が示せるよう全力を傾注してまいり所存でございますので、どうか皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

甚だ簡単でございますけれども、私からの御挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

福祉総務課補佐

大変恐縮ではございますが、市長は公務の都合によりまして、ここで退席させていただきます。

（市長退室）

5 議事

福祉総務課補佐

引き続きまして、本日の欠席者の御報告をいたします。荒木委員、石井委員、内山委員、廣川委員におかれましては、本日の会議に欠席の旨御連絡をいただいておりますので、御報告申し上げます。

なお、菅原委員におきましては、現在こちらに向かっておられるものと存じております。

引き続きまして、会議の成立を報告いたします。ただいまの出席者は15名で、委員の過半数の出席が認められますので、諫早市健康福祉審議会条例第7条2項の規定に基づき本会議が成立することを御報告いたします。

（会議資料の確認（略））

それでは、これより議事進行を池松会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

会長

池松でございます。この会の会長ということで仰せつかっておるところでございますけれども、どうか今後皆様方の御協力をよろしくお願いいたしたいと思っております。

ただいま、市長より2件の諮問を受けたところでございます。「諫早市障害者福祉計画（後期計画）」についてと、「諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」についての2件でございます。

ただいまより審議に入っていくわけでございますが、どうか皆様方の御協力をよろしくお願いしたいと思っております。

（議事録署名人の指名）

それでは、本日の議事次第に記載のとおりでございますが、その前にこの会議の議事録署名委員を指名しておきたいと思っております。市丸委員にお願いをいたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

《市丸委員了》

市丸委員よろしく申し上げます。

（1）諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画について

会長

それでは、議事の第1番目、「諫早市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画について」を議題といたします。

高齢介護課長

資料は議事資料1でございます。資料に沿って概要を御説明させていただきます。

まず計画名ですが、先ほどから出ておりますけれども、諫早市高齢者福祉計画、そして第4期介護保険事業計画でございます。

この上位となる計画は、最上位の計画として、諫早市の基本構想基本計画、「諫早市総合計画」と申しますけれども、これを平成18年の3月に策定しておりまして、最上位計画になります。その次に、健康福祉総合計画、地域福祉計画とも言いますけれども、この計画がございます。その下の実施計画ということで、高齢者福祉計画・介護保険事業計画という位置づけになっています。

現在の策定状況でございますけれども、先ほどからありましたように、平成18年に現在の高齢者保健福祉計画と、それから第3期の介護保険事業計画を策定しておりまして、今年度、20年度が最終年度となりますので、今年度中に計画を策定する必要があるということでございます。

それから、計画策定におけるポイントということでございますけれども、まず、高齢者の福祉計画につきましても、急速に進む超高齢社会へ対応する必要があるということでございます。

現在、諫早市内の高齢者は約3万1,000人、高齢化率としましては21.5%から21.6%ぐらいになっておりますけれども、ほぼ毎年700人から800人ずつ高齢者が増えております。現在は大体5人に1人ですけれども、このまま推移しますと平成27年には25.7%、4人に1人ぐらいになるのではないかなと考えております。

それから、市の健康福祉総合計画「地域福祉計画」との整合性ということで、この中で高齢者の福祉政策についても下に記入しているとおりのうたっております。自立を目標とした在宅生活の支援、保健・医療・福祉の連携体制の構築、それから、地域（見守り）ネットワークの構築、福祉サービスの質的な向上、民と公の協働関係の構築などに力を入れるということで、特に高齢者の伸びとともに、ひとり暮らしの高齢者、また、高齢者だけで構成する世帯というのが、現在市内で7,500世帯ぐらいに上っていると推定をいたしておりますけれども、これも増加傾向にございますので、この高齢者の方々を見守り、支え合う方策を構築していきたいと考えているところでございます。

それから、介護保険事業計画でございますけれども、介護保険事業計画につきましては、国から示されております考え方に基づいてここに記しております。まず、第3期計画で策定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけ（介護保険施設等の整備数量）ということでございますけれども、これは具体的にどうということかと申しますと、介護保険施設等への重度者への重点化ということでございまして、例えば具体的な数値が示されておりますけれども、要介護2から5の認定者に対する介護保険施設、またはグループホームなどの施設系サービスの利用者割合を、平成26年度までに37%以下にすると。この数値は第3期でも上げておりますけれども、この数値は変わりませんよということでございます。

それからもう一つが、介護保険3施設と小規模特養、正式には地域密着型介護老人福祉施設と申しますけれども、この利用者に対する要介護4、5の利用者の割合を平成26年度までに70%以下とするということで、いずれも重度の方を介護保険施設の方にいわば集めまして、軽度の方は在宅を中心にして、その他のサービスでケアを受けていただくという根本的な考え方がございます。

それから、国の療養病床再編計画、それから、これに基づいた長崎県の地域ケア体制整備構想というものがございましてけれども、この長崎県の地域ケア体制整備構想というものが今年の1月に策定されました。これと整合性を図るということで、国においての介護療養病床13万床をゼロにする。ゼロと申しましても、老健等の介護保険施設のほうへ転換をするということでございましてけれども、これとともに医療療養病床も20万床に縮小をすると。縮小分につきましても、一部介護保険施設のほうへ転換をするというふうに、今、構想がな

されておりまして、これに基づきまして、県、それから保険者のほうも数値的には整合性を持っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それから、介護予防事業の効果推計ということで、平成18年度から介護予防事業が始まっておりますけれども、ここの効果の測定、推計というものもやっていく必要があるかというふうに思っているところでございます。

策定の趣旨は以上のとおりで、計画の性格・役割ということで、この第4期の計画は、平成21年度から23年度までの実施計画ということで位置づけるということでございます。

それから、計画に盛り込む事項ということで、今後の高齢者の現状と施策への課題、それから、高齢者福祉政策の政策目標、具体的な政策。特に、ひとり暮らし高齢者の見守りとか、あるいはその他の在宅サービスを中心にした計画になっていくと思っております。

それから、介護保険事業におけるサービスの基盤整備ということで、居宅介護のサービス、地域密着型のサービス、それから施設のサービス、こういったものの供給量の推計などが必要になってくるというふうに思っております。それから、介護サービスの質的な向上。それから地域支援事業の取り組みということで、地域支援事業の中には介護予防事業が中心で入っております、それ以外に保険者の任意事業ということで、これも認知症高齢者の対策とか、在宅生活支援というものが含まれております。

それから、資料編としましては、近々高齢者の方へアンケートをする予定ですが、このアンケートの集計結果なども掲載していきたいというふうに思っております。

そういうことで、策定期間としましては、最終的には来年の2月ごろ策定をしたいということで考えておりまして、スケジュール的には審議会を2回から3回、それから、この下に部会がございまして、部会を4回程度開催したいというふうに考えているところでございます。

会長

ただいま説明があったとおりでございますけれども、この第4期介護保険事業計画、説明のありました内容のとおり、来年の2月ごろを目標に計画を策定いたしたいということでございます。

いろいろ御質問等あるかと思しますので、お受けいたしたいと思っております。

A委員

新計画の策定におけるポイントの中でお尋ねしたいのですが、「高齢者のニーズに即した実効性のある計画を策定する」という言葉がありますけれども、高齢者のニーズに即した実効性、現在高齢者のニーズとは、どのように考えて

いるのか、現時点でその辺を具体的に御回答いただければと思います。

高齢介護課長

高齢者のニーズでございますけれども、ニーズにつきましては、具体的には間もなく私どものほうで高齢者に対するアンケートを無作為抽出いたしまして、調査を行いたいと思っています。

その中に、例えば行政に望む高齢者の対策の政策はどうあるべきかとか、そういったものを質問項目の中に入れて、ニーズを把握していきたいと。

もちろん、例えば厚労省が実施した全国的な規模の、そういう一般的なデータはございますけれども、市民を対象に具体的なデータを収集したいということで考えております。

B 委員

今のニーズのことですけれども、実際はこの限りではなくて、今までもちゃんとニーズは出ていたと思います。そのニーズに今までのサービスでこたえられなかったところはどこかというのは既にわかっていると思いますので、アンケートもよろしいのですけれども、今までの反省を、あるいは問題点をおっしゃっていただければと思います。

高齢介護課長

今までの問題点ということでございますけれども、やはり今不足しているのは、先ほどもお話をしましたように、見守る必要がある高齢者、特にひとり暮らしの高齢者が増えておりますので、こういった方をどういうふうに見守っていくか、今のところ、まだ十分ではないというふうに反省をしております。特に、第4期のほうでは、そういった行政だけではどうしてもできないところもございますので、市民力を生かして、あるいは地域の地域力を生かしてネットワークを組んでいきたい。見守りのネットワークでございます。

いろいろなネットワークが考えられると思いますけれども、どういうネットワークが諫早市全体で構築できるのかも踏まえて、これも間もなく発足をする予定で検討しておりますけれども、各関係機関、行政はもちろん、民間事業者、あるいは地域の皆さんとひざを交えて、こういった高齢者の見守りケアができるかということ話し合いながら、反省点も踏まえまして、再度構築していきたいというふうに考えております。

会長

こういう高齢者のニーズと簡単に言っても、今までも、かなりアンケートをとったり、また、接触をしたりして対応されたかと思っておりますけれども、一歩進んだところで対応していかなければいけないのではないかという意見じゃなかったかと思うわけですけれども、ほかにございませんでしょうか。

C 委員

国の療養病床再編計画及び長崎地域ケア体制構想の療養病床転換推進計画との整合性を図るといふ文句がありますけれども、転換との実際量的なぐあいは今、諫早市の場合、どうとらえておられるのでしょうか。

高齢介護課長

転換の具体的な数値ということでございますけれども、まず、先ほど申しましたように、国のほうが介護の13万床がゼロ。それから、医療の25万床が20万床へということでございます。

これは、諫早市の数値を見た場合につきましては、多少の誤差はあろうかと思えますけれども、まず、介護療養病床が332床でございます。これが廃止ですので、23年度末までにゼロになります。ただし、この332床というのは、例えば老健とか、有料老人ホームとかに一応転換するという、これは県の整備構想の案でございますけれども、転換が予定されております。

それから、医療療養病床が諫早市の場合650床ということ推定しておりますけれども、これが最終的には527床になるのではないかというふうに考えております。

したがって、医療療養病床が527床ということは、123床減ることになりますけれども、この123床は老健、今、新型老健が検討されていますけれども、この新型老健を中心としていくのではないかと。もちろん、中にはやめてしまわれるところもあるかと思えますけれども、そういった数字になるのかなということでございます。

したがって、医療療養病床のほうは減りますけれども、介護療養病床のほうは今より120床ぐらいは増えるのではないかなと考えております。

これに伴って、当然介護の給付費は増えるわけですが、大ざっぱにいきますと、4億円から5億円ぐらいは給付費全体として増えるのではないかなというふうに、一応、荒々の試算でございますけれども、今のところはそれぐらいに考えております。

C委員

地域密着小規模多機能というのが、4つか5つ、たしか認可されて、建設がもう始まっていると思えますけれども、現実に今起こっているのは、最近特にお年寄りが入所したくても入れる施設がないという相談が非常に増えております。それをどうするかということは、非常に我々頭が痛いですね。あっちこっち頭を下げて頼まないかん。それでもないという現実が起こっております。

したがって、小規模多機能の25床ですか、29床以下の、そういう施設は今、稼働状態はどうなのですか。新設の4施設ですか、5施設ですか。

高齢介護課長

小規模多機能、20年度までに4施設の計画でございますが、今現在3施設

です。一番最初が昨年の11月に1施設がオープンしまして、あと2施設が4月1日にオープンしたばかりという状況でございまして、全部で定数は50名ぐらいですかね。3つ合わせてそれぐらいで、まだ実証の検分まで至っておりませんが、一番最初11月にオープンしました「長田のゆたか荘」のところでできていますけれども、そこで、この間理事の方とお会いして、どうですかということで話をした経過もございまして、利用者の方からは非常に好評だというふうには聞いております。ただ、ショートステイの部分につきまして、中には毎日でも利用したいという方もいらっしゃるの、そこら辺の調整作業等は、なかなか大変だなということでおっしゃってありました。

通いと訪問とショートステイと組み合わせたのサービスですが、今のところ利用者の方はショートを多く使いたいような御希望があるのかなと思って、やっぱりどうしても、施設ではないのですけれども、施設的なサービスを望んでいる声もちょっと多いのかなという感想も持ったような次第です。

D委員

今の議論で少し関連するかもしれませんが、高齢者のニーズの受けとめ方の議論だろうと思います。

ここに知らせてあります3万1,000人ぐらいの高齢者というふうなことからいきますと、そのニーズの中にもいろいろなニーズがございまして、介護ニーズに限定したときに、いわゆる要介護、あるいは要支援と認定される割合ということで、おおむね20%弱ぐらいなのかなという見込みでいきますと、大体6,000人ぐらいの方が要介護ないしは要支援の認定をお受けになっていらっしゃる。その方々が、実際にこの市内でどういうふうなサービスを受けていらっしゃるのか、これは今後のことなんでしょうけれども、そこら辺がもうちょっと浮き彫りになる形で今後は議論をしていただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、介護保険法の改正に伴って、特定高齢者の抽出というのでしょうか、本市の場合、どのぐらいの人数の特定高齢者と呼ばれる方々がいらっしゃるのか、そして、そういう方々はどういうふうな対応をされているのか、そのところもちょっと知りたいなというのが2点目です。

それから、済みません、もう1点。もう、皆様方よくご存じのように、この4月1日を期して老人保健法が高齢者医療法に変わりました、後期高齢者医療制度というのがスタートをいたしました。

新聞やテレビ等で今、問題点として幾つか出てきております。中心は負担のことなんでしょうけれども、後期高齢者の医療制度等に関する事柄は、おそらく高齢者にとっては一つのニーズということで受けとめているところもあるのではないかなと。つまり、財政的な、経済的なニーズというふうなところで。

そういう項目は、今回のこの計画の中には特に織り込む必要がないのかどうか、あるいはどこかで議論されるのか、お尋ねしたいと思います。

高齢介護課補佐

介護の認定者に対する受給者に関する御質問についてお答えしたいと思います。

毎月、介護保険の月報というのがございまして、その数値でございますけれども、最新版が2月末でございます。介護の認定者数が5,586人、要介護認定率は18.08%です。そのうち、サービスの受給者数が4,626人でございます。そのうち居宅介護サービスの受給者が3,297人、それから、グループホームとか、18年度に新しく類型化されました地域密着型サービスの受給者が346人、それから、施設介護サービスの受給者数が983人。居宅サービスが、予防も含めて3,297人でございます。以上でございます。

健康福祉センター

特定高齢者についてのお答えいたします。初年度であった平成18年度は、国のパーセンテージの設定が厳しく設定されていまして、321人、平成19年度は1,157人の特定高齢者を把握しています。

D委員

この方々は基本的にどういうふうな対応をされたのでしょうか。

健康福祉センター

介護予防事業の中で、介護予防特定高齢者施策事業というものがございまして、これには通所事業と訪問事業がございまして、通所事業に運動機能向上とか栄養改善事業とか、口腔衛生事業がございまして。トータルとして、訪問だとか、それから包括支援センターの方々の御協力もいただきながら、257人の方がそれぞれの事業を御利用されております。

保険年金課長

後期高齢者医療制度の件につきましてお話がございましたが、これは老人保健法が今般の医療制度改革に伴いまして、高齢者の医療の確保に関する法律という法律名をもって、この4月から後期高齢者医療制度がスタートすることになったわけですが、これは医療費の抑制政策の観点から始まった一つの位置づけになっております。そういったことで、具体的にはこのまま増え続ける医療費をいかにして抑えていくかという一つの方策として位置づけられております。

健康福祉部次長

先ほどの御質問は、いわゆる老人保健法が廃止されてどうなるのかという趣旨だと思うのですが、現在のこの介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画ということで、老人保健法に基づく保健計画もこの計画に含まれておりますけれども、

第4期につきましては、高齢者福祉計画ということで、保健が抜けることになります。

どうなるかということですが、いわゆる検診部門につきましては、高齢者の医療に関する法律、あるいは後期高齢者医療法に基づいて、それぞれ施策を実施いたしますし、また、介護予防事業につきましては、今回のこの計画の中に盛り込んでいくということで認識をいたしています。

また、それぞれのいろいろな検診等につきましては、健康増進法の中で整理をされますので、市の「健康いさはや21」の計画の中で事業の推進を図っていくというような形で整理をされていくということで、認識をいたしているところでございます。

会長

今後部会でいろいろ検討はされていきますし、審議を深めていくわけですが、あと一、二点あればお受けしたいと思います。

A委員

部会に私は参加できませんので、高齢者にニーズの件で、もう1点。

障害者も高齢者になるわけですよ。そうしますと、今お話しされているのが健常者の一般的な高齢者のお話かなと思うんですが、私たち障害者の中には目が見えなかったりという方もいらっしゃいますので、特にこの介護サービスのときに、居宅介護とか、そういった認定を受けたときに、ホームヘルパーだとか、あるいは地域包括センターの方々が御説明に行くんですが、内容を十分に読んで説明されていないというのを聞いております。それはどういったことかといいますと、いろいろなサービス内容を説明するときに、これを読んでいてくださいとかって言って平気で帰られる方がいらっしゃるんですよ。これは現にそういう話がありましたので。そういうサービス面も含めたニーズのほうも、ちょっと頭に入れていただいて、御審議いただければと思いますので、つけ加えてお願いしておきます。

高齢介護課長

ありがとうございました。

今回計画しておりますアンケートの中に、居宅支援事業者とかケアマネの評価に関する項目も入れておりますので、それも踏まえながら、また今後とも適正に我々としても話し合いを持ったり、指導をしていきたいというふうに思っております。

会長

要するに、高齢者の皆様方の本当のニーズを的確に把握をしながら、計画策定に向けて努力をしてほしいということで、また、部会にもそのような対応をしてほしいというふうに思っております。

最後の1問にさせていただきたいと思います。

ないようでございますので、議事の第2番目、「諫早市障害者福祉計画（後期計画）について」を議題とさせていただきます。

（2）諫早市障害者福祉計画（後期計画）について

障害福祉課長

諫早市障害者福祉計画（後期計画）について、事務局でございます障害福祉課のほうから概要を御説明させていただきたいと思います。

議事資料につきましては、議事資料2の1ページをごらんいただきたいと思います。

諫早市障害者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づく障害者福祉計画及び障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画をあわせ、計画を現在策定いたしているところでございます。

前期計画、現計画でございますが、平成18年度から平成20年度までの3か年の計画を策定いたしております。今回平成21年度から平成23年度の後期3か年の計画について平成20年度中に策定する必要がございますので、御審議をお願いするものでございます。

計画の見直しのポイントといたしまして、まず、サービス基盤の整備についてでございますが、障害者自立支援法の新しいサービス体系の移行については、平成22年度までの段階的移行が進められており、サービス事業者の移行調査等を実施し、把握、分析した上で、どのようなサービスが必要か明らかにし、実現するためのサービス量を見込んでまいりたいと思います。

また、サービス基盤の整備との関連もでございますが、現在入所、入院、居住、通所、居宅サービスの利用の現状と、それから利用者からのアンケート等を実施しまして、地域移行に必要なサービスの必要量を見込んでまいりたいと考えております。

また、個々の障害者の状況や、置かれている環境や、希望に合ったサービスが提供されるためには、相談支援体制の強化と保健・福祉・教育・労働などで構成する地域自立支援協議会の活用について、今後具体化を進めてまいりたいと考えております。

それから、本計画につきましては、国が定める基本指針及び県が策定する長崎県障害者計画、障害福祉計画との整合性を図りながら、見直し作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、計画の策定の趣旨でございますが、前期計画の実績を踏まえ、障害のある人がライフサイクル全般を通じて総合的かつ適切な支援を受け、自立した生活と社会参加を促進するために、現在の障害者福祉計画のうち、障害福祉サ

ービスの提供体制を中心に見直しを行ってまいりたいと考えております。

計画の性格・役割につきましては、現計画と同じでございます。諫早市総合計画及び諫早市健康福祉総合計画の分野別計画として位置づけをいたしております。

次に、具体的な見直しを行う事項としまして、計画期間であります平成21年度から23年度の各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量確保のための方策。それから、市町村事業でございます地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項。それに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関し必要な事項。そのほか、障害者福祉計画の全体的に見直しが必要な中での事項等、御審議をお願いしたいと考えております。

それから、後期計画の策定の時期につきましては、平成21年2月ごろを予定いたしております。策定の時期までのスケジュールにつきましては、次の2ページをごらんいただきたいと思います。本審議会の後、第1回目を5月下旬ごろ開催を予定いたしております。9月に第2回目を、11月に第3回目を、それから、2月に健康福祉審議会に答申案を提出したいと考えております。また、日程等につきましては、部会の進捗状況や審議会の開催日程との調整が必要になってまいりますので、変更などもあると思いますが、予定としては以上のスケジュールでございます。

なお、長崎県においても、県の障害者福祉計画、障害福祉計画の策定が平成20年度中に進められますので、この計画との調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に3ページから6ページにつきましては、現在の障害者福祉計画の概要を記載いたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。説明については省略をさせていただきます。

会長

この後期計画につきましても、来年の2月ぐらいをめどに策定をしていくということでございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、質問をお受けいたしたいと思いません。

A委員

計画の見直しのポイントの中に、各地域の抱える問題を意向調査しというのがありますが、現在の問題点、そして、それをどういうふうに行っているのかというのをお尋ねしたいんですけども。

障害福祉課長

現在取り組んでいる状況といいますのは、先ほど委員がおっしゃられたように、いわゆる障害を持っていらっしゃる方の高齢化が進んでいる、身体障害者

の方の66%を超える方が高齢化しているということで、まず、家庭の環境を見ますと、保護者の方が高齢化されている状況にあります。当事者の方も中高年になられているという状況で、現在個人へのサービスも含めて、いわゆる介護保険との関係等の調整も含めながら、今後の高齢化に伴う課題というのが出てきております。現在、相談支援の中で市が把握している分については、昨年の相談件数で600件ぐらいありますが、実際に複雑な家庭環境といいますが、そういう方たちを60件ほど把握しております。

このような問題が地域ごとに、今後もっと大きな数として出てくるのではないかという懸念をいたしています。そういったものを分析することによって、どういったケア対策をとっていくかということを検討していきたいと考えております。

A 委員

言いましたように、今、確かに障害者も3分の2は高齢者になっております。それと、本当に就労の問題で生活がなかなかできていない障害者もいらっしゃいますので、今、課長からお話があったように、大事なところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長

ほかにございませんでしょうか。

E 委員

4ページにあります地域自立支援協議会を設置するとなっておりますが、現在の計画をお聞かせください。というのは、3月の17日、長崎県が長崎県の自立支援協議会を立ち上げておりまして、もう1か月になります。したがって、市ではどういう取り組みを今現時点でされているかということをお聞きしたいと思ひます。

障害福祉課長

市で設置をいたします地域自立支援協議会については、現在のところは設置をいたしておりませんが、20年5月頃には立ち上げを行っていきたくて考えております。

会長

あと1か月もすればできるということですか。大体何名ぐらいの予定でされるんですかね。

障害福祉課長

現在この障害者福祉計画の関係もございまして、全体の概要も含めて、委員等については関係者が重なってまいりますので、それらとの調整を図りながら進めていきたいということで、今のところ障害福祉部会の委員さん等を含めて、委員の構成等について考えていきたいと思ひます。

C委員

6ページの18年度から23年度の施設入所支援の数字が爆発的に増加しております。この一番大きな原因となるのは高齢化ですか。

障害福祉課長

現在障害者自立支援法に基づきまして、これが新しいサービス体系になっていきます。現在のいわゆる入所施設というのは旧法の、支援費制度でのサービス体系となっておりますので、こういった事業所が新しいサービス体系に移行してまいりますと、この新しい入所施設支援というサービスの中に入ってくるということで、まだ旧法の事業所等については、なかなか移行が進んでないということで、ほかにもこの移行が進んでいない部分につきましては、生活介護等についても同じように入所施設等でのサービスが、新しい体系として移って行くことが予想されております。

C委員

入所施設、新しい制度であるということなんですけれども、その量的な確保の推移は、どうお考えですか。これは部会のほうで検討されると思うんですけれども、市としては、これはいわゆる転換型と言うんですかね、そういうタイプだろうと思うんですけど、積極的にこれを進めないと、数が合わないんじゃないですか。

障害福祉課長

現在18年度、19年度の計画等については、国が策定をいたしました、いわゆる計算シートといいますか、そういうものに基づいて前回策定をいたしておりますが、19年度の状態を見ますと、特に計画との乖離が出てきております。一番変動が大きいのが、訓練等給付の中の自立訓練というところで、計画時では19年度で88名を予定しているんですけれども、実績としては184名という数字になってきております。

また、一方では施設の移行等の経過もありますが、施設入所支援等については非常に少ないという状況がございますので、事業所の意向、それから、利用者のアンケート等を通じながら、ニーズ、利用法については把握をしていきたいと考えております。

具体的な数字等については、部会等に提示をしながら検討していただきたいと思っております。

会長

数字の伸びが急激です。いろいろな面に対応できるかどうかという心配がどうしても出てくるかと思いますので、よろしく願いしておきます。

ほか、ございませんでしょうか。

ないようでございますので、部会のほうで十分検討されて、審議されていく

かと思えます。

(3) 諫早市食育推進計画(素案)について

それでは、議事の3番目、諫早市食育推進計画(素案)について、これは報告でございます。

福祉総務課長

私のほうからは、議事の3番目、食育推進計画(素案)についての作成状況を、10分程度時間をいただきまして、報告をさせていただきたいと思っております。

資料は報告資料という見出しがついているものでございます。

最初に1ページ、A3判、横の広い資料に基づきまして御説明を申し上げます。

この資料は大きく4つの列がございますが、一番左側の列が食育基本法といえます法律の中身について説明したものでございます。2列目が、同じく国で作成しました食育推進基本計画についての概要説明でございます。3列目は、長崎県の食育推進計画について、国及び県の関連がわかるように、同じように内容を記載したものでございます。一番右が諫早市食育推進計画の構成案ということで、今現在作成途中の諫早市の計画案の中身について記載をしたものでございます。

一番左の食育基本法でございますが、平成17年の7月に施行されております。

目的() この丸数字は、法律の条文を示しております、第1条、目的におきまして、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進すると。そのことによって、将来にわたる健康で文化的な国民の生活の実現に寄与する。こういう目的のためにつくられた法律でございます。次の基本理念の()から()に掲げられているものが理念として上がっていますが、逆を返せば、ここの部分がいわゆる食育に関する社会問題ということで、現在いろいろマスコミ等でも取り上げられている事項でございます。

記載はありませんけれども、食を大切に作る心が欠如しているのではないかとか、栄養のバランスが偏った食事、また、不規則な食事になっているのではないか。それから、今、メタボリックシンドロームとか言われております、肥満とか生活習慣の問題、それから、過度の痩身志向と言いますか、ダイエットの問題。つい最近では、冷凍ギョーザの関係で、食の安全というのが非常に話題になった問題、それから、今、自給率がもう39%になっていると言われておりますけれども、食を海外に依存をしているという状況、そういうものが社会の問題になっているという背景から、これを何とか解消しなければいけないと

ういうことで、基本理念が上げられ、平成17年に制定をされております。

下のほうの条文を進みますと、中ほどからもっと下になりますが、で市町村食育推進計画の項がございまして、市町村も食育推進計画を策定して、国全体としての取り組みとして食育を推進していこうというようなことになっております。

2列目の食育推進基本計画は、先ほどの法に基づいて具体的な計画を国で定めたものでございますけれども、翌年3月に制定をされております。

4つ目のくりに、食育の総合的な促進に関する事項ということで、1番から7番まで。1番が家庭における食育の推進。それから、2番が学校、保育所等における食育の推進。ずっと進みまして、7番では食の安全性とか、国際交流とか、そういうものも含めて検討すべきだということで、非常に幅広い分野に至る食育の推進基本計画になっているところでございます。

3列目の長崎県の食育推進計画でございます。同じ18年の10月に、国の法律に基づきまして県としての食育推進計画が策定をされております。計画の体系とか中身の関係を、法と国の計画と位置関係がわかるように線等を引いてみたところでございます。一番右の、私どもの食育推進計画も県のこの計画をベースにしながら策定をするということになっておりまして、今現在作成を進めているところでございます。

資料の2枚目に移りまして、計画を策定する体制につきまして御説明申し上げます。点線で囲んでいる部分が策定のための協議体制でございますが、一番下のほうに庁内の組織ということで、市役所内の組織として、副市長を本部長としまして、各部、各課にまたがるということから、各部の部長に委員となっていていただきまして、その下に幹事会を設け協議を進めております。農林部とか、教育委員会とか、そういうところが主な関係先になっておりますけれども、ワーキングの開催を多数重ねまして、今年の2月26日に、中ほどに書いてあります諫早市の食育推進会議のほうに諮問をしたところでございます。

諫早市の食育推進会議といいますのは、19年に設置のための条例を策定し、予算化をして、現在素案について検討をしていただいておりますけれども、委員としましては15名、いろいろな分野から専門家の方に参画をいただきまして、先ほど言いました趣旨に沿って検討を進めていただいているところでございます。

次のページにつけておりますのは、諫早市の食育推進計画（素案）ということでございますが、推進会議のほうに諮問をしまして検討を進めていただいているものでございまして、形としましては中間報告からもう少し最終報告に近いような形のバージョンだというふうに考えております。

中身の章立てにつきましては、ページをあけていただいたところに目次とい

うことで、第1章から第6章まで記載をしておりますが、これは先ほどの食育基本法でありますとか、国、県の計画に沿った形で編集をしているところでございます。

例えば、1ページの上のほうに背景・趣旨の項がございますけれども、アンダーラインが引いてあるところは、会議の中で委員さんから意見をいただきまして、修正をかけている部分でございます。次回の会議の中で、これも含めて協議をいただくという予定になっております。

ページをめくっていただきますと、例えば3ページにつきましては、中ほどにQOL（生活の質）とかについての記載も必要でないとか、食の安全のところでは、最近の冷凍ギョーザによる中毒事件とかにも触れるべきだという意見を頂戴して、修正をかけているところでございます。

計画の全体を説明しますと長くかかりますので、8ページをごらんいただきたいと思っております。

8ページに計画書の全体の構成を体系にしております。4、施策の体系ということで、一番左が基本理念でございますが、この理念は先ほどの食育基本法の目的を踏まえた理念でございます。

基本目標としまして、1から3まで3項目上げております。それから、基本施策としまして、8つの柱を上げておりますが、1番が「食」に関する理解促進の取り組み、2番が家庭における食育の推進、3番が保育所（園）、幼稚園、学校などにおける食育の推進、4番が地域における食育の推進、5番、生産者と食品関連事業者の食育の推進、6番が食文化継承活動の推進、7番としまして食の安全の確保の推進、8番としまして関係機関・団体の連携による食育の推進という、この8つの大きな柱に基づきまして、今後の事業の展開等、取り組み等の整理を進めているところでございます。

最後に、具体的な意見、例で一つだけ御紹介申し上げますと、21ページに数値目標等を記載しております。数値目標につきましても、県の数値目標というのが別でございますので、県の数値目標等を踏まえたところで、諫早市としての目標並びにその数値をどのようにしていくか、今、協議をしております。

中ほどの学齢・思春期（6～18歳）における、3行目の栄養バランスを考えて食べる子どもの割合、小学生というところが抹消されておりますが、意見としましては、小学校の低学年につきましては自分でなかなか判断することができない、出された食事を残さず食べるということがいいんじゃないかというようなことから、一応目標数値からは外そうということで、今、協議が進んでいるところでございます。一例として御紹介をいたしました。

最後に、今後、6月が食育の月間になっておりますので、5月までのうちには最終の案をまとめまして、答申をいただき、計画として策定をしていく予定

にしているところでございます。

以上、駆け足になりましたけれども、食育基本計画の策定状況につきまして、報告とさせていただきます。

会長

5月ごろにはこの策定素案が固まってこようかと思えますけれども、現在策定中の経過、そして、素案について御説明をいただいたところでございます。

何か御質問ございませんでしょうか。何でも結構です。

B委員

今の計画書の素案の1ページのところですけれども、計画の位置づけというところです。その中で、今、「健康いさはや21」の北地区の委員をやっている、やはり子どもさんの食育とか、そういうことをしているんです。ここの連携を図るということですが、具体的にはどのような形でなさるのでしょうか。

福祉総務課長

健康福祉部内の福祉総務課というところで、今、推進計画の取りまとめをしておりますけれども、所管としましては、健康福祉センターとか、先ほど言いました農林部とか、教育委員会とか、今、合同で協議をしながら進めております。計画の策定が5月を目標にしておりますけれども、その後具体的な事業の実施の段階に入っているかと考えております。その主管課はその時点では健康福祉センターのほうで所管をしていただいて、今、御質問がありました、健康いさはや21の計画とタイアップしたというか、そこに溶け込んだような形で事業展開を図るというようなことで、計画をしているところでございます。

会長

健康福祉審議会については、特に今後対応することはもうないということでもいいわけですね。あと、でき上がったら計画書はいただけるんでしょうからね。

ほかにございませんでしょうか。

特にないようでございます。以上で主な議事を終了させていただきたいと思っております。

(4) その他

それでは、本日参考資料として配付をしております、諫早市健康福祉施策の概要等を含めまして、事務局から説明をお願いします。

健康福祉部長

資料の9ページをごらんいただきたいと思います。それぞれの各課の事業の内容につきましては、すべてが予算という形に凝縮されているのかなというふうに私は思っております。この9ページの上の段の表の一番下にございますよ

うに、一般会計の予算総額が市全体で573億1,000万円でございます。

そのうち健康福祉部が所管する部分につきましては、5款の健康費が56億円、6款の福祉費が105億円ということでございまして、健康福祉部全体で162億円の予算をいただいているところでございます。

予算総額に対しましては、28.3%ということで、これにつきましては4分の1ちょっとですけれども、例年ですと3分の1近くを健康福祉部で所管しているという部分でございます。

あわせまして、下のほうに、中段に特別会計予算というものがございます。健康福祉部では、4つの特別会計を持っておりまして、国保、老保、後期高齢、介護保険という部分でございます。老人保健につきましては、今年の3月で後期高齢者のほうに切りかわっておりますので、これについては19年度の3月分が20年度分に事務処理が残りますので、予算を構えているという状況でございまして、この4本を合わせますと284億円ということになっております。

特別会計が、これを含めて10本ございます。下水道とか、そういう分がございまして、その特別会計の予算が367億円3,300万円でございます。そのうちの77%、8割近くを福祉部の予算で占めております。

一番下の表になりますが、健康福祉部といたしましては、市の予算、トータルでいたしますと940億円でございますが、そのうちの47.5%、約半分近くが健康福祉部の予算ということでございます。それぞれが、福祉総務課からここに書いてあります保険年金課までの事業に基づく部分で予算を計上しているというような状況でございます。

個々、具体的な部分につきましては、この表をごらんいただき、御質問いただければと思います。まず、この予算の組み立ての中での福祉部における全市、全体の位置づけということで御理解いただければと思っております。

会長

新年度、20年度予算の福祉関係についての説明があったわけですが、本当にそれぞれ、今予算が必要なんですけれども、特に市長は福祉、教育というのは非常に重要だという姿勢を貫いておりまして、こういう結果になったのかなと。また、そういう需要も高まってきていることは事実で、その結果じゃないかなというふうに思って、私も前、役所におりましたので、見ていたところでございます。

質問等ございませんでしょうか。何でも結構だと思います。

C委員

10ページの保健年金課の特定健康診査・特定保健指導事務というところの新規のところ、この金額は何千人分を対象にした金額になるんですか。具体的

に出ますか、対象者の何%になるか。

保険年金課長

対象者数につきまして何人分かということでございますが、見込み数が2万7,600人ございまして、これの約40%ということで設定しております。1万1,000人ということです。

D委員

資料のこれは7ページですかね。保護関係についてなんですが、生活保護等は、これは国の仕組みでございますけれども、その中で、主要施策で就労支援の推進というのが入っておりますが、その就労支援等につきましては、それぞれ自治体単位のあり方だろうと思しますので、そこで諫早市の場合は、保護件数の中での就労支援の占める割合とか、あるいは数、実績等についてはいかがな状況なのか、この辺がきちんと生かされてないと、なかなか生活保護というのはどんどんたまっていく一方だということもございまして、いかがでしょうか。

保護課長

保護課でございますけれども、数字的な実績は今日は持ってきていませんので、ちょっと御報告は今できませんけれども、平成20年度からは、専門的に保護を受給されている方の就労支援をしていただくということで、就労支援相談委員を嘱託として配置をして、支援をやっていくようにしております。

A委員

10ページのほうで、高齢介護課にお尋ねします。

先ほどから、高齢者見守りネットワーク事業というのがよく出てきておりましたけれども、新規の事業でございます。これを要するにいつぐらいから始めるのか、また、今現在進行状況もあわせてお尋ねしたいと思います。

高齢介護課長

10ページの高齢介護課の、高齢者見守り・支え合い事業、一部新規というふうに書いておりますけれども、これは事業を3つ想定してございまして、高齢者見守りネットワーク事業(新規)、これは先ほどちょっとお話を申し上げましたけれども、行政だけの見守りと申しますのは限度がおのずからあるということで、すべて見守ることはまず不可能だろうと考えております。それで、民間の事業者、あるいは市民の方、地域の住民の方、民生委員さん等含めて、特に民間事業者の方の中からは、個別に御自宅を訪問するような機会がある事業者の方、例えば、郵便局とかガス会社、電気会社とか、そういったところからも応援がいただけないだろうかということで、ネットワークの仕組みについて、まず20年度に考えていきたいと思っております。

発足としましては、5月か6月ぐらいに、まず話し合いの機会を持っていき

たいと考えておりました、その中から、こういう事業がうちではできますよということが決まりましたならば、21年度ぐらいからその市民の活動グループとか、あるいは民間事業者の方、あるいは行政でできる部分は行政、それぞれが21年度から実施の事業をやっていきたいということで考えておりました、あと1か月か2か月後ぐらいに発足したいと考えております。20年度は、仕組みづくりを考える期間ということで考えております。

それから、緊急通報体制整備事業につきましては、せんだってから新聞報道等にもございましたけれども、ひとり暮らしの高齢者の方を中心に、緊急の場合に通報がありましたら、専門の警備員がそこに駆けつけるということでございまして、これまで合併後、旧町、それから旧市の部分でばらばらの事業をやっていましたけれども、また、料金体制もばらばらでございました。それを統一して、しかもGPS機能を搭載した最新機器でございましてけれども、これを搭載した携帯機器を高齢者の方に持っていただいて、そのボタンで駆けつけるということで、これはもう既に4月から実施をいたしておりました、今まで旧市、旧町の利用者の方、大体200名ぐらいにつきましては、今現在新しい機械を持って回って説明をしております。そういう状況でございまして、新規の方も今募集をいたしているところでございます。

それから、認知症高齢者見守りにつきましても、これは継続でございましてけれども、利用者の範囲を広げまして、今までに認知症レベルの3Aというんですか、しょっちゅう道に迷われるような方が対象だったんですけれども、今回は時々迷うというふうな、2Aというんでしょうか、そういったやや軽度の方までも含めて、これもGPSの機械を使っておりますけれども、見守り事業をやっていこうということで、これも既に4月から実施をいたしているところでございます。

A 委員

ネットワーク事業については20年度は体制づくり、21年から実施ということですね。それと、緊急通報体制整備事業は、これは今課長がお話したように、合併前は事業体と言いますか、お願いしている業者が違っていたということをお聞きしておりますので、これも今、一つにまとめてやるということでございますので、大いに期待したいと思います。

F 委員

このネットワークについては大体コミセンが一応基本目標として掲げて、今まで活動を展開してきていますけれども、もともとネットワーク活動の始まりは、町内会、自治会を主体にして、15、6年前ぐらいに一応構築されて、形だけは残っています。これは全国的なものなんです。

ところが、形だけは残っておりますけれども、そのネットワークそのものを

民生委員が十分機能させられないというのは、これも全国的にどの会議の中でも出る問題なんです。どういうことかということ、やっぱり地域の人たちの人間関係がものすごく疎遠になって、人のことまで自分たちはお世話をできないというような声が結構出てくるんですよ。

その中で、やっぱりそういうことじゃいかんということで、民生委員としても、「広げよう地域に根ざした思いやり」ということで、人間の思いやりを社会の中で、地域の中で生かしながら、お互い助け合っていこうという運動を展開してはいるんですけれども、実際問題としてできないというのが実情です。

その中で、今、地区社協が、諫早に約20ございます。これは自治会を中心とした地区社協です。この地区社協主体で、また原点に戻ってネットワークを構築しようという動きが出ておりますけれども、何せ一番重要なポイントは、自治会長さんたちがまず動こうという姿勢が欲しいということと、それから、婦人会、老人会、民生委員、この4つの団体が同じテーブルについて、今そういうところを真剣に考えて話し合いを進めて、そして、どういう人でも地域の人は自分たちで力を合わせながら守っていきましょうという体制をつくらないと、今のところ、各団体も呼びかけになかなかこたえてくれないというのが実情なんです。それを一生懸命追求しようとしているんですが、どうにも、そういう壁にぶち当たっておりますので、できたらやっぱり行政から、もう一回、この自治会を主体にしたネットワークで原点に戻る必要があると思います。

例えばこういう実態なんです。自治会にも入っていない人を、町内会にも入っていない人を、何で自分たちが面倒を見ないといけないとか、ほんとうは先頭に立って守ろうとしなければいけない団体の人たちが、そういうことを口に出す状態なんですよ、今。そうじゃなくて、自治会に入っていない人でも、お互い助け合っていきましょうという機運をつくり上げていかないと、どうにも解決できる問題ではないという実情があります。

その中で、何とか私たちの地区としても、大体今年1年で地区社協単位のネットワーク活動をもう一回原点に戻ってやり直そうという方針を立ててやっていますけれども、なかなか難しい問題です。すぐさっとできるような問題ではない。そういう実情であるということだけをお知らせしておきたいと思えます。

会長

現場で一生懸命頑張っておられる民生委員の方の声だということで、事務局、何かありますか。

福祉総務課長

昨年、9月から12月ぐらいまでかけまして、民生委員さんの御協力をいただきまして、災害時の要援護者についての把握をさせていただきました。

高齢介護課のほうから報告がありましたように、住民票上のひとり暮らしとか、国勢調査で調べたときのひとり暮らしとか、実態がありますけれども、本当に援護が必要な方がどれくらいいらっしゃるかという実態がつかめておりませんでしたので、昨年把握活動をいたしました。結果、今、1,500名ぐらいの方に台帳登録をいただいているところでございます。

最近、個人情報の保護ということで、一方で情報が非常に保護されると。いい法律という形ではできているんですが、逆に言えば、情報が共有しにくいという状況になっていまして、今会長さんのおっしゃられたとおりの問題があるかというふうに思っております。

せっかく1,500名の把握をしていただきましたので、今後この情報を共有しながら見守りの体制をつくっていききたいと、私どももそういうふうに考えております。

自治会のほう、連合会も含めまして、お願いに参っているところでございます。6月、7月に梅雨の時期が来ますので、ぜひ5月、6月ぐらいには、自治会のほうの協力もいただきながら、この台帳情報の共有化を図っていききたいというふうに考えております。これは本人さんが同意して台帳登録をされておりますので、この分については肅々とそういう形で進んでいくかなというふうに思っております。

ただ、見守りが必要なんだけど登録はしていないという方も一方には多数いらっしゃるかと思います。そこら辺につきましても、今、把握をお願いしているところでございますので、あわせまして情報の共有という形で進めてまいりたいというふうに考えているところです。

20の地区社協が今後の地域福祉の推進の核になるというふうに私も考えておりますので、先ほど会長さんが言われていました分につきまして、共通の課題として認識して、推進をしていききたいというふうに思っております。

会長

ほかに、あと1件か2件か、お受けいたしたいと思っておりますけれども。

それでは、先ほど山口委員さんから話がありました地域ネットワークの関係は、確かにこれが一番大事だろうと思っております。私、社協に今現在おりますので、やはりいい意味での古きよき時代の近所関係、隣組とか、隣保班とか、向こう3軒両隣とか、そんな地域の再生というのか、そういうのを地区社協でやっぱり今後一生懸命頑張ってください。そしてまた、市の社協としても一生懸命行政とともに対応していくというようなことをやっていかないと、今後どうなるのかなという不安がいっぱいでございます。どうかこの辺はよろしくお願いをいたしたいと思っております。

ほかにないようでございますので、次回の日程について事務局から提案をお

願いたいと思います。

福祉総務課補佐

それでは、事務局より次回の開催スケジュールにつきましてお知らせをいたします。

本日諮問いたしました両計画につきましては年度内に答申をいただくこととなります。したがって、来年2月をめどといたしまして、本年度第2回目の審議会の開催を予定しているところでございます。

また、部会の審議状況によりましては、それよりも早い段階で皆様の御意見をいただくこともあろうかと思っております。詳細につきましては、別途日程調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

6 閉会

会長

これで今日のすべての日程が終了いたしました。

ほんとうに熱心に御協議、御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま話がありましたように、具体的、また詳細につきましては、今後部会で審議を深めていくということでございます。どうも本日は御協力ありがとうございました。

福祉総務課補佐

委員の皆様、大変お疲れさまでした。

以上をもちまして、平成20年度第1回健康福祉審議会を閉会いたします。

(午後4時50分終了)